

# 高山市が受賞

## 地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰

自らの創意工夫により、優れた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与した市町村に贈られる「地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰」を高山市が受賞しました。

記念式典は11月20日、東京国際フォーラムで開催され、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、総務大臣より124の市町村や行政に積極的に参画またはコミュニティづくりに関心に取り組んだ121の民間団体のほか、地方公共に貢献

された261人が表彰を受けました。

今年、地方自治法が施行されて70周年の節目となることから、地方自治の意義と重要性を再認識し、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するために実施されたものです。

国際観光都市宣言以降、官民一体での観光客の誘致や外国人観光客の受け入れのほか、飛騨の伝統文化を守り伝えていくことなどが評価され

市では引き続き、「人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち飛騨高山」を都市像に掲げ、市民が主役という基本的な考えのもと、「住んで良かった、これからも住み続けたい」と思える持続可能なまちづくりに努めます。

問合せ  
広報情報課  
☎35-3134

### 姉妹都市松本市が提唱

さんまるいちまる

## 3010運動をゴッ存じですか

3010運動とは、宴会などで出る食べ残しを削減するため、宴会開始後30分と終了前10分を離席せず食事を楽しむ時間とする運動です。

この取り組みは、本市と姉妹都市提携を締結している長野県松本市で平成23年度に始まりました。国においてもこ

の運動を普及啓発しており、近年この運動に賛同し推奨している自治体や飲食店などが増え、徐々に広がりを見せています。

その背景には、大量に発生する「食品ロス」の問題があります。日本では、本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間で621万

What's 3010 ?

宴会における大量の食品ロスを減らすため

最初の 30分 最後の 10分

皆で食べる時間を設けましょう。それが3010運動です。

## マイナンバーで便利になります

添付書類が省略できる手続きが順次拡大

平成29年11月13日よりマイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されました。これにより各種手続きの際に市への提出書類（住民票、所得課税証明書など）を省略することができます。

市ではマイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いて安全に個人情報やりとりを行います。

なお、添付書類が省略できる手続きは、平成30年7月頃に向けて、今後も順次拡大していきます。

省略可能な書類について、詳しくは各問合せへご確認ください。

### ●児童手当

【省略できる書類】  
所得課税証明書

### ●児童扶養手当

【省略できる書類】  
所得課税証明書

児童の世帯全員の住民票（支給対象児童が高山市外で別居している場合のみ）

問合せ  
子育て支援課  
☎35-3140

### ●特別児童扶養手当

【省略できる書類】  
住民票  
所得課税証明書

問合せ  
福祉課  
☎35-3356

### ●養育医療の給付の申請

【省略できる書類】  
所得課税証明書

問合せ  
健康推進課  
☎35-3160

### ●国民健康保険

情報提供機関とのスムーズな情報連携が可能となるまでは、従来どおり証明書類の提出が必要です。

問合せ  
市民課  
☎35-3137

### ●市営住宅の申込

【省略できる書類】  
所得証明書  
納税証明書  
住民票

問合せ  
都市整備課  
☎35-3176

### ●介護保険

【省略できる書類】  
介護保険受給資格証明書  
医療保険の資格確認のための健康保険証

問合せ  
高年介護課  
☎35-3178